

規制改革ホットライン処理方針(令和2年3月23日)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)
① 地方税の電子納付等効率化の推進	検討に着手	◎
② 法人設立の際の公証人による定款認証を撤廃すること	対応不可	◎
③ 事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式を原則化すること	現行制度下 で対応可能	◎
④ 国・地方公共団体とのリース取引について④	検討に着手	◎

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

①

受付日	元年10月28日	所管省庁への検討要請日	元年11月15日	回答取りまとめ日	2年1月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	地方税の電子納付等効率化の推進
具体的内容	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税共通納税システムの賦課税拡大。 マイナポータル公金決済サービス利用拡大に向けた支援。 利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等)。
提案理由	<p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税等は原則として納付書等の文書により収納することとなっており、納税者、地方公共団体、金融機関も含めそれぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年10月から、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(特別徴収)の電子納税を可能とする地方税共通納税システム導入が予定されている。これら税目に加え、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は大きく拡大することから、早期の税目拡大に向けて検討を推し進めて頂きたい。 マイナポータルの公金決済サービスについて、システムの準備は既に完了している一方、実際に利用可能としている地方公共団体はまだ存在しない。個人による納付の効率化の観点から、マイナポータルの公金決済サービス上であらゆる税・公金の納付が可能となるよう、全国すべての地方公共団体に対し財政面も含めた幅広い支援をお願いしたい。 上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがあると想定。口座振替やペイジー、コンビニなどといった既存の納付方法の普及のほか、例えば、バーコードやQRコード等を活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体に対する幅広い財政支援はこれら取組を後押しする意味で極めて有効。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	
該当法令等	地方税法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などの納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。</p> <p>また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

②

受付日	元年11月27日	所管省庁への検討要請日	元年12月16日	回答取りまとめ日	2年1月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	法人設立の際の公証人による定款認証を撤廃すること
具体的内容	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃
提案理由	<p>法人設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前で定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっている。</p> <p>他方、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前で認証は不要とされていることなどから、公証人による定款認証が形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃すべきである。</p> <p>なお、仮に公証人による定款認証の撤廃が実現しない場合においても、その手数料(5万円)については、創業者によって大きな負担となっているため、その積算根拠を徹底的に検証したうえで、早期に引き下げるべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	法務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 公証人の行う定款認証の手数料は5万円とされています。 	
該当法令等	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。</p> <p>このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。</p> <p>定款認証制度については、法的インフラとしてその機能が果たされるよう、利便性向上や現代的課題への対応のための取組を不断に行っており、最近の取組としては、平成30年11月以降、定款認証に際し設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を囑託人に求めることとし、また、平成31年3月29日以降、テレビ電話等を利用して完全オンラインにより定款認証を行うことを可能にしております。</p> <p>その手数料に関しては、公証人は、囑託人から受ける手数料等のみを収入としているところ、公証人が受ける手数料は、事務内容や当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況等も考慮して政令(公証人手数料令(平成5年政令第224号))で定めています。</p> <p>そして、上記制度の果たしている役割や現行の物価水準が現行手数料を定めた平成5年から約4.5%上昇していること等を踏まえると、手数料額は適当であると考えられますが、今後も不断に見直しの要否を検討してまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

(3)

受付日	元年11月27日	所管省庁への検討要請日	元年12月16日	回答取りまとめ日	2年1月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式を原則化すること
具体的内容	事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式の原則化
提案理由	オンラインによる行政手続においては、本人確認のために、電子証明書(年間約8,000円程度)やマイナンバーカード、およびカードを読み取るカードリーダーが必要であり、事業者にとって負担となっている。政府は、2020年4月から、社会保険手続における採用・退職時の手続について、ID・パスワード方式を導入する予定としているが、本取り組みは事業者の負担軽減につながることから、その他の手続にも広げていくべきである。その際、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広げていくことが重要である。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	内閣官房、経済産業省
制度の現状	行政手続をオンラインで行う際の本人確認については、手続を所管する各府省において、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)に基づき、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名やID・パスワードの入力による本人確認を行っている。	
該当法令等	行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	行政手続の利便性を向上するため、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、「本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、…法人や個人事業主向けの行政手続における「GビズID」の活用等による本人確認手法の多様化を図る」と記載しており、これに基づいて、各府省において、今後、オンライン利用促進に取り組むこととしている。 また、GビズIDについて、平成31年2月に運用を開始しており、経済産業省が所管するJグランツ、保安ネットで既に利用可能であるほか、今年度中にはミラサポplusで利用を開始し、令和2年4月からは厚生労働省の所管する企業による従業員の社会保険手続でも採用・退職時の手続を中心に可能なものについて順次利用を開始する予定となっている。今後、その他の行政手続についてもGビズIDを利用して手続を行うことができるよう引き続き調整を進めていく。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

④

受付日	元年11月28日	所管省庁への検討要請日	元年12月16日	回答取りまとめ日	2年1月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国・地方公共団体とのリース取引について④
具体的内容	地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での電子化による一本化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。 ・添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色等)指定する地方公共団体もある。 ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方公共団体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 ・デジタル手続法では、地方公共団体は情報通信技術の利用について努力義務とされているが、早急に競争入札参加資格申請の電子化を実現すること。
提案主体	(公社)リース事業協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方公共団体は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5、第167条の5の2により、入札に参加する者に必要な資格を定めることができますが、競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体が必要に応じ適宜定めるものとなっており、現在、その申請書類や申請手続きに統一的な定めはありません。	
該当法令等	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請については、規制改実施進計画(平成30年6月15日閣議決定)において、「競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。」とされております。現在、当該工程表に基づき、標準書式案の検討及び作成を進めており、今後、地方公共団体に対し、標準書式等を通知等で周知する予定としています。また、その際に、当該標準書式を活用した競争入札参加資格審査申請の電子化についても要請する予定としています。	

区分(案)	◎
-------	---